

改正

平成14年 3 月27日規則第17号

平成17年 8 月16日規則第75号

平成18年12月26日規則第53号

平成19年10月16日規則第40号

平成21年 2 月20日規則第 4 号

平成24年 3 月23日規則第13号

平成25年 3 月29日規則第33号

平成26年 3 月31日規則第17号

平成29年 2 月24日規則第 5 号

令和 2 年 3 月27日規則第18号

令和 6 年 2 月 2 日規則第 1 号

長崎県営住宅条例施行規則をここに公布する。

長崎県営住宅条例施行規則

長崎県営住宅条例施行規則（昭和42年長崎県規則第46号）の全部を改正する。

目次

第 1 章 総則（第 1 条）

第 1 章の 2 県営住宅の整備基準（第 1 条の 2 —第 1 条の14）

第 2 章 県営住宅の管理（第 2 条—第23条）

第 3 章 公営住宅法第45条第 1 項に基づく社会福祉事業等への活用（第24条・第25条）

第 4 章 公営住宅法第45条第 2 項に基づく公営住宅の活用（第26条）

第 5 章 駐車場の管理（第27条—第30条）

第 6 章 補則（第31条—第41条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この規則は、長崎県営住宅条例（平成 9 年長崎県条例第31号。以下「条例」という。）の

施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第 1 章の 2 県営住宅の整備基準

(整備基準)

第 1 条の 2 条例第 3 条の 2 第 4 項に規定する規則で定める整備基準は、次条から第 1 条の 14 までに定めるところによる。

(位置の選定)

第 1 条の 3 県営住宅及び共同施設の敷地（以下「敷地」という。）の位置は、災害の発生のおそれが多い土地及び公害等により居住環境が著しく阻害されるおそれがある土地をできる限り避け、かつ、通勤、通学、日用品の購買その他入居者の日常生活の利便を考慮して選定するものとする。

(敷地の安全等)

第 1 条の 4 敷地が地盤の軟弱な土地、崖崩れ又は出水のおそれがある土地その他これらに類する土地であるときは、当該敷地に地盤の改良、擁壁の設置等安全上必要な措置を講じるものとする。

2 敷地には、雨水及び汚水を有効に排出し、又は処理するために必要な施設を設けるものとする。

(住棟等の基準)

第 1 条の 5 住棟その他の建築物は、敷地内及びその周辺の地域の良い居住環境を確保するために必要な日照、通風、採光、開放性及びプライバシーの確保、災害の防止、騒音等による居住環境の阻害の防止等を考慮して配置するものとする。

(県営住宅及び共同施設の基準)

第 1 条の 6 県営住宅及び共同施設には、防火、避難及び防犯のための適切な措置を講じるものとする。

2 県営住宅には、外壁、窓等を通しての熱の損失の防止その他の住宅に係るエネルギーの使用の合理化を適切に図るための措置を講じるものとする。

3 県営住宅の床及び外壁の開口部には、当該部分の遮音性能の確保を適切に図るための措置を講じるものとする。

4 県営住宅の構造耐力上主要な部分（建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 1 条第 3 号に規定する構造耐力上主要な部分をいう。以下同じ。）及びこれと一体的に整備される部分には、当該部分の劣化の軽減を適切に図るための措置を講じるものとする。

5 県営住宅の給水、排水及びガスの設備に係る配管には、構造耐力上主要な部分に影響を及ぼすことなく点検及び補修を行うことができるための措置を講じるものとする。

(住戸の基準)

第 1 条の 7 県営住宅の 1 戸の床面積の合計 (共同住宅においては、共用部分の床面積を除く。)

は、25平方メートル以上とする。ただし、共用部分に共同して利用するため適切な台所及び浴室を設ける場合は、この限りでない。

2 県営住宅の各住戸には、台所、水洗便所、洗面設備及び浴室並びにテレビジョン受信の設備及び電話配線を設けるものとする。ただし、共用部分に共同して利用するため適切な台所又は浴室を設けることにより、各住戸部分に設ける場合と同等以上の居住環境が確保される場合にあっては、各住戸部分に台所又は浴室を設けることを要しない。

3 県営住宅の各住戸には、居室内における化学物質の発散による衛生上の支障の防止を図るための措置を講じるものとする。

(住戸内の各部)

第 1 条の 8 住戸内の各部には、移動の利便性及び安全性の確保を適切に図るための措置その他の高齢者等が日常生活を支障なく営むことができるための措置を講じるものとする。

(共用部分)

第 1 条の 9 県営住宅の通行の用に供する共用部分には、高齢者等の移動の利便性及び安全性の確保を適切に図るための措置を講じるものとする。

(附帯施設)

第 1 条の10 敷地内には、必要な自転車置場、物置、ごみ置場等の附帯施設を設けるものとする。

2 前項の附帯施設は、入居者の衛生、利便等及び良好な居住環境の確保に支障が生じないように考慮するものとする。

(児童遊園)

第 1 条の11 児童遊園の位置及び規模は、敷地内の住戸数、敷地の規模及び形状、住棟の配置等に応じて、入居者の利便及び児童等の安全を確保した適切なものとする。

(集会所)

第 1 条の12 集会所の位置及び規模は、敷地内の住戸数、敷地の規模及び形状、住棟及び児童遊園の配置等に応じて、入居者の利便を確保した適切なものとする。

(広場及び緑地)

第 1 条の13 広場及び緑地の位置及び規模は、良好な居住環境の維持増進に資するように考慮するものとする。

(通路)

第 1 条の14 敷地内の通路は、敷地の規模及び形状、住棟等の配置並びに周辺の状況に応じて、日常生活の利便、通行の安全、災害の防止、環境の保全等に支障がないような規模及び構造で合理的に配置するものとする。

2 通路における階段は、高齢者等の通行の安全に配慮し、必要な補助手すり又は傾斜路を設けるものとする。

第 2 章 県営住宅の管理

(条例第 6 条第 1 項第 1 号に規定する障害の程度)

第 2 条 削除

第 2 条の 2 削除

(県営住宅入居申込書)

第 3 条 条例第 8 条第 1 項又は第 45 条の規定により県営住宅 (以下「住宅」という。) の入居の申込み又は申出をしようとする者は、県営住宅入居申込書 (様式第 1 号) を知事に提出しなければならない。

(県営住宅入居決定通知書)

第 4 条 条例第 8 条第 2 項 (条例第 10 条第 2 項において準用する場合を含む。) の規定による通知は、県営住宅入居決定通知書 (様式第 2 号) により行う。ただし、子育てに適する県営住宅 (条例第 8 条の 2 第 2 項に規定する子育てに適する県営住宅をいう。以下同じ。) の入居決定者に対する通知は、子育てに適する県営住宅入居決定通知書 (様式第 2 号の 2) により行う。

(有効期間)

第 4 条の 2 条例第 8 条の 2 第 4 項に規定する規則で定める有効期間は、入居可能日から起算して 10 年とする。

2 前項の規定にかかわらず、条例第 8 条の 2 第 6 項の規定により知事が延長する場合における有効期間は、入居可能日から子育てに適する県営住宅の入居者と現に同居し、当該入居者の扶養を受ける者が学校教育法 (昭和 22 年法律第 26 号) に規定する中学校若しくは特別支援学校の中学部を卒業し、又は中等教育学校の前期課程を修了する日の属する月の末日までとする。

(有効期間に関する説明)

第 4 条の 3 知事は、子育てに適する県営住宅の入居決定者に対して、有効期間の満了日までに当該子育てに適する県営住宅を明け渡さなければならない旨の説明を、子育てに適する県営住宅の

有効期間に関する説明書（様式第2号の3）により行う。

（有効期間に関する説明を受けた旨の証明）

第4条の4 前条の説明を受けた入居決定者は、当該説明を受けた旨を証する書類として、子育てに適する県営住宅の有効期間に関する承諾書（様式第2号の4）を提出しなければならない。

（有効期間の満了通知）

第4条の5 知事は、有効期間の満了する日の1年前から6月前までの間に、子育てに適する県営住宅の入居者に対し、有効期間の満了する日その他必要な事項を子育てに適する県営住宅の有効期間満了通知書（様式第2号の5）により通知するものとする。

（有効期間の延長）

第4条の6 条例第8条の2第6項に規定する子育てに適する県営住宅を、有効期間の満了日まで明け渡すことができないやむを得ない事情として規則で定める事情は、有効期間の満了日において、当該住宅の入居者が次の各号のいずれにも該当することとする。

（1） 条例第50条第1項第1号から第6号までに掲げる場合に該当しないこと。

（2） 入居者と現に同居し、当該入居者の扶養を受ける者が学校教育法に規定する中学校、特別支援学校の中学部若しくは中等教育学校の前期課程に在学し、又はこれらの学校への就学が予定されていること。

2 条例第8条の2第6項の規定により有効期間の延長を受けようとする者は、有効期間の満了日の30日前までに、子育てに適する県営住宅の有効期間延長申請書（様式第2号の6）その他知事が別に定める書類を知事に提出しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、有効期間の満了日の30日前の日を経過した後に、子の出生その他やむを得ない理由があると知事が認める場合における同項の規定の適用については、同項中「有効期間の満了日の30日前」とあるのは「有効期間の満了日」と読み替えるものとする。

4 条例第8条の2第6項の規定により有効期間の延長を認められた者に係る第4条の3から第4条の5までの規定の適用については、各条中「有効期間」とあるのは「延長された有効期間」と読み替えるものとする。

（優先入居）

第4条の7 条例第9条第4項第9号に規定する規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する者とする。

（1） ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）

第2条に規定するハンセン病療養所入所者等

- (2) ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法(平成14年法律第105号)第2条に規定するホームレス
- (3) 知事が別に定める小児慢性特定疾患の患者を看護している者で知事が定める要件を備えているもの
- (4) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第1条第2項に規定する被害者又は同法第28条の2に規定する交際をする関係にある相手からの暴力を受けた者のうち知事が定める要件を備えているもの
- (5) 犯罪被害者等基本法(平成16年法律第161号)第2条第2項に規定する犯罪被害者等のうち知事が定める要件を備えているもの
- (6) 婚姻の届出の日から1年を経過していない者(婚姻の予約者を含む。)
- (7) 子育てに適する県営住宅を明け渡そうとする者
- (8) 解雇その他これに類する理由により現に居住している住居から退去を余儀なくされる者又はその者と同居する者で知事が定める要件を備えているもの
(請書及び連帯保証人)

第5条 条例第13条第1項第1号に規定する請書は、様式第3号によるものとする。ただし、子育てに適する県営住宅の入居決定者にあつては、様式第3号の2によるものとする。

- 2 前項の請書には、条例第13条第1項第1号に規定する連帯保証人(以下「保証人」という。)の印鑑証明書及び所得金額を証明する書類を添付しなければならない。
- 3 前項の保証人は、入居決定者の親族1人とする。ただし、知事が特に認める場合は、この限りでない。
- 4 条例第13条第3項の規定により、連帯保証人の連署の免除を受けようとする者は、連帯保証人連署免除申請書(様式第3号の3)を知事に提出し、その承認を得なければならない。
(保証人の変更及び異動の届出)

第6条 住宅の入居者は、条例第13条第1項第1号の規定により請書を提出した後、当該入居者に係る保証人の死亡、県外転出又は辞任の申出等により保証人を変更しようとするときは、事由発生の日から10日以内に新たに保証人となる者を定め、連帯保証人変更申請書(様式第4号)に請書を添えて知事に提出しなければならない。

- 2 住宅の入居者は、当該入居者に係る保証人の住所、氏名又は勤務先に異動があったときは、速

やかに、連帯保証人異動届（様式第4号）を知事に提出しなければならない。

（入居者の異動届）

第7条 住宅の入居者は、勤務先若しくは勤務場所に異動を生じたとき、又は同居の親族に異動があったときは、速やかに、県営住宅入居者等異動届（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

（同居承認申請）

第8条 条例第15条に規定する承認を得ようとする入居者は、県営住宅同居承認申請書（様式第6号）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請を承認したときは、県営住宅同居承認書（様式第7号）を当該申請者に交付する。

（承継入居承認申請）

第9条 条例第16条に規定する承認を得ようとする者は、県営住宅承継入居承認申請書（様式第8号）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請を承認したときは、県営住宅承継入居承認書（様式第9号）を当該申請者に交付する。

3 前項の承認を得た者は、第5条の規定に準じて請書を提出しなければならない。

（収入の申告等）

第10条 条例第17条第1項の規定による申告は、知事が別に定める時期において、収入申告書（様式第10号）により行うものとする。

2 条例第17条第3項の規定による通知は、収入額認定通知書（様式第11号）により行う。

3 条例第17条第4項の規定による意見の申出は、意見申出書（様式第12号）により行うものとする。

4 条例第17条第5項の規定による請求は、収入区分更正認定請求書（様式第13号）により行うものとする。

5 知事は、第3項の意見申出書又は前項の収入区分更正認定請求書を審査した結果、収入の額の認定の更正を認めたときは収入区分更正認定通知書（様式第14号）を、更正を認めないときは却下通知書（様式第15号）を当該申請者に交付する。

第11条及び第12条 削除

（減免又は徴収猶予の申請及び決定通知）

第13条 条例第22条（条例第36条第4項及び第38条第3項において準用する場合を含む。）又は第26条第2項の規定により家賃、敷金、割増賃料又は金銭（以下「家賃等」という。）の減免又は徴収の猶予を受けようとする者は、納期限の10日前までに、家賃等減免申請書（様式第18号）又は家賃等徴収猶予申請書（様式第19号）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、家賃等の減免又は徴収の猶予を決定したときは、その旨を家賃等減免決定通知書（様式第20号）又は家賃等徴収猶予決定通知書（様式第21号）により当該申請者に通知する。

（家賃の変更）

第14条 知事は、条例第23条第1項の規定により家賃を変更したときは、次に掲げる事項を入居者に通知する。

- （1） 建設年度
- （2） 建設場所及び団地名
- （3） 構造及び間取り
- （4） 変更後の家賃の額

（敷金の還付）

第15条 条例第26条第3項の規定により敷金の還付を受けようとする場合において、長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）の規定による還付請求書を提出できないときは、住宅の入居者は、敷金還付請求書（様式第22号）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、入居者が住宅を明け渡した場合において、条例第26条第3項ただし書の規定により未納の家賃、割増賃料、条例第38条第2項の金銭、延滞金又は入居者の負担すべき修繕に要する費用を敷金から控除したときは、敷金控除明細書（様式第23号）を添えて、残金を当該入居者に還付するものとする。

（不使用の届出）

第16条 条例第31条の規定による届出は、県営住宅一時不使用届（様式第24号）により行うものとし、当該届出の期限は、住宅の入居者が当該住宅を使用しなくなる日の前日とする。

（住宅の併用承認申請）

第17条 条例第32条ただし書に規定する承認を得ようとする入居者は、県営住宅併用承認申請書（様式第25号）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請を承認したときは、県営住宅併用承認書（様式第26号）を当該申請者に交付する。

（住宅の模様替え及び増築承認申請）

第18条 条例第33条第1項ただし書に規定する承認を得ようとする入居者は、県営住宅模様替え（増築）承認申請書（様式第27号）に設計図及び仕様書各2通を添えて知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請を承認したときは、県営住宅模様替え（増築）承認書（様式第28号）を当該申請者に交付する。

3 第1項の承認を得た入居者は、住宅の工事を完了したときは、完了後7日以内に、模様替え（増築）しゅん工届（様式第29号）を知事に提出しなければならない。

（収入超過者等に対する通知等）

第19条 条例第34条第1項に規定する収入超過者と認定する旨の通知は、収入超過者認定通知書（様式第30号）により行う。

2 条例第34条第2項に規定する高額所得者と認定する旨の通知は、高額所得者認定通知書（様式第31号）により行う。

3 条例第34条第3項に規定する意見の申出又は当該申出に対する更正若しくは却下については、第10条第3項及び第5項の規定を準用する。この場合において、意見の申出は収入超過者（高額所得者）意見申出書（様式第32号）、意見の申出に対する更正又は却下は収入超過者（高額所得者）更正認定通知書（様式第33号）又は収入超過者（高額所得者）却下通知書（様式第34号）により行うものとする。

（県営住宅明渡請求書）

第20条 条例第37条第1項、第44条第1項及び第50条第1項の規定による住宅の入居者に対する当該住宅の明渡しの請求は、県営住宅明渡請求書（様式第35号）により行う。

（高額所得者の明渡しの期限の延長の申出）

第21条 条例第37条第4項に規定する申出をしようとする高額所得者は、明渡期限延長申出書（様式第36号）を知事に提出しなければならない。

（住宅あっせん申出）

第22条 条例第39条に規定する申出をしようとする収入超過者は、住宅あっせん申出書（様式第37号）を知事に提出しなければならない。

（県営住宅退去届）

第23条 住宅の入居者は、当該住宅を退去しようとするときは、県営住宅退去届（様式第38号）を

知事に提出しなければならない。

第3章 公営住宅法第45条第1項に基づく社会福祉事業等への活用

(社会福祉法人等の使用手続)

第24条 条例第52条第1項に規定する許可の申請は、公営住宅使用許可申請書(様式第39号)により行うものとする。

2 条例第52条第2項の規定による通知は、公営住宅使用許可書(様式第40号)又は公営住宅使用不許可書(様式第41号)により行う。

3 社会福祉法人等は、条例第52条第2項の規定による許可を受けた場合において、当該許可に係る申請の内容に変更が生じたときは、公営住宅使用許可内容変更報告書(様式第42号)を知事に提出しなければならない。

(社会福祉法人等に対する使用許可の取消し)

第25条 条例第57条の規定による公営住宅の使用許可の取消しは、公営住宅使用許可取消通知書(様式第43号)により行う。

第4章 公営住宅法第45条第2項に基づく公営住宅の活用

(家賃)

第26条 条例第61条第1項の規定による家賃は、公営住宅の家賃との均衡を考慮したうえで、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則(平成5年建設省令第16号)第20条第1項の規定を準用して定める。

第5章 駐車場の管理

(駐車場の使用者資格)

第27条 条例第64条第2号の規則で定める事由は、次に掲げるものとする。

(1) 入居者又は同居者が介護保険法(平成9年法律第123号)第7条第3項に規定する要介護者又は同条第4項に規定する要支援者のうち、同法第8条第1項に規定する居宅サービスを受けるため、駐車場の使用が必要であると認められること。

(2) 前号に掲げるもののほか、駐車場の使用が必要であると知事が認める特別な事由

(駐車場の使用の申込み及び決定)

第27条の2 条例第65条第1項の規定による駐車場の使用の申込みは、駐車場使用申込書(様式第44号)により行うものとする。

2 条例第65条第2項の規定による通知は、駐車場使用決定通知書(様式第45号)により行う。

(請書)

第28条 条例第67条第1項第1号に規定する請書は、様式第46号によるものとする。

(駐車場の明渡請求)

第29条 条例第72条第1項の規定による駐車場明渡しの請求は、駐車場明渡請求書(様式第47号)により行う。

(駐車場の返還)

第30条 駐車場の使用者は、駐車場を返還しようとするときは、駐車場返還届(様式第48号)を知事に提出しなければならない。

第6章 補則

(県営住宅監理員)

第31条 県営住宅監理員(以下「監理員」という。)は、土木部住宅課長をもって充てる。

(所掌事務)

第32条 監理員は、条例第49条第1項及び第75条第1項に規定する検査を行うほか、県営住宅管理人(以下「管理人」という。)を指揮監督し、次に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 住宅の使用及び維持管理に関する指導
- (2) 共同施設及び地区施設の使用及び維持管理に関する指導
- (3) 住宅の団地内の共同生活に関する指導
- (4) その他必要な指導

(管理人)

第33条 管理人は、入居者で次に掲げる要件を備えているもののうちから知事が委嘱又は任命する。

- (1) 一定の職業又は一定の収入のある成年者で、住宅の管理を行う意思及び能力を有し、かつ、管理人として適当と認められるもの
 - (2) 身元が確実な者
- (誓約書の提出等)

第34条 管理人として委嘱又は任命された者は、誓約書(様式第49号)を知事に提出しなければならない。

2 前項の誓約書には、保証人が連署しなければならない。

3 第1項の誓約書は、3年毎に更新するものとする。

(管理人の職務)

第35条 管理人は、監理員の指揮監督を受け、次に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 住宅、共同施設及び地区施設の破損箇所の発見、応急措置及び報告
- (2) 住宅の入居及び明渡しの確認並びに住宅維持状況の検査及び報告
- (3) 納入通知書の配布
- (4) 住宅の入居者が提出する申請書等の経由及び当該申請書等に対する意見の付記
- (5) その他維持管理上必要な事項の報告

2 管理人は、その職務を行うに当たり、常に責任を自覚し、厳正かつ公平に服務し、緊急の場合には適切な処置をとらなければならない。

(管理戸数)

第36条 管理人は、住宅の一団地毎に40戸を基準として1人を置く。

(管理人の解嘱又は解任)

第37条 知事は、管理人が次の各号のいずれかに該当するときは、解嘱又は解任することができる。

- (1) 病気等のため、職務の遂行に支障があると認めたとき。
- (2) 住宅から立ち退こうとするとき。
- (3) 管理人からの辞任の申出があったとき。
- (4) その他知事が管理人として不適当であると認めたとき。

(物品の貸与又は支給)

第38条 知事は、住宅の管理上必要があると認めるときは、管理人に必要な備品を貸与し、又は消耗品を支給することができる。

(申請書等の提出方法)

第39条 この規則に規定する申請書等は、管理人を経由して知事に提出しなければならない。ただし、第3条の県営住宅入居申込書及び第5条の請書は、この限りでない。

(立入検査証)

第40条 条例第75条第3項の規定による身分を示す証票は、様式第50号による。

(指定申請)

第41条 条例第78条第1号に規定する事業計画書は、住宅、共同施設又は地区施設(以下「住宅施設」という。)に係る次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 住宅施設の管理方針に関する事項
- (2) 住宅施設の管理の内容に関する事項

- (3) 収支計画に関する事項
- (4) 組織及び人員に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

2 条例第78条第2号に規定する規則で定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 定款、寄付行為、規約その他団体の目的、組織及び運営の方針を定めた書類
 - (2) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書
 - (3) 役員の名簿及び履歴書
 - (4) 団体の概要に関する書類
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類
- (委任)

第42条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第5章及び第41条(第2号に係る部分に限る。)の規定は、平成10年4月1日から施行する。

(長崎県営住宅入居者選考委員会規則及び長崎県営住宅条例の特例を定める条例施行規則の廃止)

2 次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 長崎県営住宅入居者選考委員会規則(昭和32年長崎県規則第55号)
 - (2) 長崎県営住宅条例の特例を定める条例施行規則(平成8年長崎県規則第69号)
- (経過措置)

3 公営住宅法の一部を改正する法律(平成8年法律第55号)による改正前の公営住宅法の規定に基づいて供給された公営住宅又は共同施設については、平成10年3月31日までの間は、改正後の長崎県営住宅条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)第8条から第10条まで及び第14条から第23条までの規定は適用せず、改正前の長崎県営住宅条例施行規則(以下「改正前の規則」という。)第9条の2、第10条及び第11条から第20条までの規定は、なおその効力を有する。

4 平成10年4月1日に施行する家賃の決定の基礎となる条例第17条第1項の規定による申告は、改正後の規則第10条第1項の規定にかかわらず、改正前の規則第16条第2項に規定する収入報告書(様式第22号)によるものとする。

(長崎県営住宅等譲渡規則の一部改正)

5 長崎県営住宅等譲渡規則 (昭和33年長崎県規則第78号) の一部を次のように改正する。

〔 次のよう 〕 略

附 則 (平成14年規則第17号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成17年規則第75号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成18年規則第53号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年規則第40号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成21年規則第 4 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年 3 月23日規則第13号)

この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成25年 3 月29日規則第33号)

この規則は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成26年 3 月31日規則第17号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成29年 2 月24日規則第 5 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和 2 年 3 月27日規則第18号)

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 6 年 2 月 2 日規則第 1 号)

(施行期日)

1 この規則は、令和 2 年 4 月 1 日 (以下「施行日」という。) から施行する。

(経過措置)

2 改正後の長崎県営住宅条例施行規則の規定 (第 5 条第 4 項 (第 9 条第 3 項において準じて提出する場合を含む。) に関する部分を除く。) は、施行日以後に請書を提出する入居決定者及び承継入居者について適用する。

様式第1号（第3条関係）
（表）

コ					ー					ド				
年 度	事 務 所	新築・空家の別	第○期	番 号	募集区分	申 込 回 数	申 込 地 名	一 般 特 目	今年で申込みが何回目ですか	① 本人 控 受 付 印				
		1 新築 2 空家			定期・随時の別		回 地 コー ド	※						
					1 定期 2 随時		回 地							

※一般特目の別及び特目の場合心身障害・老人・母子・新婚のいずれかを記載して下さい。

長崎県知事 様										平成 年 月 日									
私は申込み資格がありますので、下記のとおり県営住宅に申し込みます。当選した場合は、資格調査に必要な書類をすべて期限内に提出します。なお、下記【申込みの無効・失格事項】に該当する場合は、申し込みを無効とされ、もしくは入居後に住宅の明渡しを請求されても異議を申しません。以上誓約します。 また、入居者資格について関係部署に照会することを同意します。																			
フリガナ 申 込 者										（2枚目にも押印下さい。）									
〒		市 町 村																	
県		郡																	
連 絡 先 電 話		1. 自宅 2. 勤務先 3. 携帯等																	
勤 務 先		名 称																	
		所 在 地																	
		電 話 番 号																	
I D		続 柄		フリガナ氏名（漢字名）		性 別		等 手 障 害 帳 簿 級 別		生 年 月 日		年 齢		職 業		種 保 険 類 別			
申 込 者		01				男・女													
同居親族 同居しようとする親族		02				男・女													
		03				男・女													
		04				男・女													
		05				男・女													
		06				男・女													

※障害者手帳の等級の欄には、身体障害者手帳・療育手帳などの等級（1級・A1等）を記入してください。

※ご注意 【申込みの無効・失格事項】

- 次の様な場合は申込みを無効とします。申込み受付後、仮当選しても失格となります。
- 1 申込み資格がないとき。
 - 2 入居名義人及び同居者が暴力団員であることが判明したとき。
 - 3 入居申込書に不正の記載があったとき。
 - 4 資格審査で、必要な提出書類が期間内に提出されないとき。
 - 5 希望団地などの必要事項が記載されていないとき。
 - 6 家族を不自然に分割又は合併して申込んだとき。
 - 7 同一地区内又は複数地区において重複して申込みをしたとき。

取 入 特 別 駐 車 場 抽 選 番 号	分 位 階 層 有 無	分 位 階 層 有 無	分 位 階 層 有 無
抽 選 場 所			
抽 選 日 次			
平成 年 月 日（ ）			
午 後			
2 時 0 0 分 から			

の中のみ記入して下さい。

(裏)

住宅困窮の現況及び住宅状況申告書

(ご注意)

この申告書の記載内容が事実と相違するときは、申込みが無効となり、もしくは、入居後に住宅の明渡しをされることとなりますので、ご注意下さい。特に、問5、問6については、支払状況をよく確認のうえ、記入して下さい。

困っている理由の番号に○をつけ該当する状況等について□にレ又は数字を記入して下さい。		
住宅に困っている理由をお聞かせ下さい	1. 住宅以外の建物に住んでいる。 (ア) 事務所、工場、倉庫などを転用した住宅 ☐ (イ) バラックとか応急住宅 ☐	8. 立ち退き要求をうけているが、適当な住宅がない。 (ア) 国・県・市等の公共事業 ☐ (イ) 家主の使用又は都合による ☐ (ウ) 競売による ☐ 立退期限はいつですか(平成 年 月 日)
	2. 老朽住宅に住んでいる。 (ア) 柱が傾いたり、土台が腐っていたり、床が落ちている。 ☐ (イ) 雨漏りがする。 ☐ (ウ) 強風等でくずれのおそれがある。 ☐ (エ) その他() ☐	9. 職場までの通勤距離が遠いところに住んでいる。 ☐ 職場まで何分かかりますか 分
	3. 衛生上有害な住宅に住んでいる。 (ア) 日当たりが良くない ☐ (イ) 風通しが悪く、湿気が多い ☐ (ウ) 害虫が多い ☐ (エ) 悪臭がある ☐ (オ) 騒音がひどい ☐ (カ) その他() ☐	10. 毎月の収入に比べて家賃が高いところに住んでいる。 ☐
	4. 両親又は兄弟世帯等と同居しているので生活上不便 (ア) プライバシーが守れない ☐ (イ) 世帯を分けます。 ☐ (ウ) その他() ☐	11. 結婚が決まり、住宅を探している。 ☐ 入籍日又は入籍予定日(平成 年 月 日)
	5. 住宅がないため、親族(事実上婚姻の関係にあるものを含む)と同居できない。 ☐	12. 転勤・転職のため住宅を探している。 ☐
	6. 間取りが狭い又は不便な住宅に住んでいる。 ☐	13. 周辺の環境が悪い。 (ア) 交通機関のある所まで遠い ☐ (イ) 危険な崖地・河川等がある ☐ (ウ) 道路・通路が急で階段等が多い ☐
	7. 住宅の設備が悪いところに住んでいる。 (ア) 水道が公営の上水道以外である ☐ (イ) 炊事場・便所・風呂の設備が共同又はない ☐ (ウ) その他() ☐	14. その他(具体的に記入してください) []
		上記1から14の困窮理由の中で1番困りの番号を記入して下さい。

問1～問6までの設問について該当する記号に○をつけ、又は数字を記入してください。		
現在の住宅の状況をお聞かせ下さい	問1. 住宅の種類は次のどれに当てはまりますか。 (ア) 民間借家(1戸建・長屋建・アパート) (イ) 公営住宅等 (ウ) 県・市町村・公団・公社・雇用促進等 (エ) 社宅・官舎 (オ) 親族の家に同居 (カ) 間借り・下宿・寮 (ク) その他	問3. 住宅の間取り・畳数はいくらかですか。 DK 室、 畳 LDK 室、 畳 和室 室、 畳 洋室 室、 畳 合計 室、 畳
	問2. あなたがお住まいの住宅の構造は次のどれに当てはまりますか。 (ア) 木造 (イ) 鉄筋コンクリート (ウ) その他	問4. 1カ月の家賃はいくらですか。 円/月
		問5. 家賃の支払い状況について次のどれに当てはまりますか。 (ア) 未納がある (イ) 未納がない
		問6. 国・県・市町村税(国民健康保険税を含む)の支払い状況について次のどれに当てはまりますか。 (ア) 未納がある (イ) 未納がない

(No.	)	
県営住宅入居決定通知書		
入居決定年月日	年	月 日
住 宅 名	県営住宅	団地
住 宅 番 号	棟 第	号
上記住宅への入居を決定したので通知します。ついては、長崎県営住宅条例及び同施行規則に基づく指示を堅く守ってください。		
年	月	日
長崎県知事		印
様		

様式第2号の2（第4条関係）

(No.)

子育てに適する県営住宅入居決定通知書

入居決定年月日 年 月 日

住 宅 名 県営住宅 団地

住 宅 番 号 棟 第 号

有 効 期 間 年 月 日から 年 月 日まで

上記住宅への入居を決定したので通知します。ついては、長崎県営住宅条例及び同施行規則に基づく指示を堅く守ってください。なお、あなたが入居する子育てに適する県営住宅に入居できるのは、上記有効期間のみとなりますので、当該有効期間が満了する日までに住宅を明け渡してください。ただし、当該有効期間が延長された場合には、住宅を明け渡す期限は、延長された有効期間の満了する日までとなります。

年 月 日

長崎県知事

印

様

様式第2号の3（第4条の3関係）

子育てに適する県営住宅の有効期間に関する説明書

年 月 日

様

長崎県知事

印

あなたが 年 月 日付けで申込みをした子育てに適する県営住宅に入居することができる期間について、下記のとおり説明します。

記

1 入居予定の住宅の名称 県営住宅 団地 棟第 号

2 有効期間の説明

- (1) あなたが申込みをした子育てに適する県営住宅に入居することができる期間（以下「有効期間」という。）は、長崎県営住宅条例施行規則第4条の2の規定により 年 月 日から 年 月 日までとなります。
- (2) 有効期間が満了する日までに必ず上記住宅を明け渡さなければなりません。ただし、当該有効期間が延長された場合には、住宅を明け渡す期限は、延長された有効期間の満了する日までとなります。

様式第2号の4（第4条の4関係）

子育てに適する県営住宅の有効期間に関する承諾書

年 月 日

長崎県知事 様

氏名 ⑩

年 月 日付けで申込みをした子育てに適する県営住宅に入居することができる期間について、下記のとおり説明を受け、承諾しました。

記

1 入居予定の住宅の名称 県営住宅 団地 棟第 号

2 有効期間の説明

- （1） 私が申込みをした子育てに適する県営住宅に入居することができる期間（以下「有効期間」という。）は、長崎県営住宅条例施行規則第4条の2の規定により
年 月 日から 年 月 日までとなること。
- （2） 有効期間が満了する日までに必ず上記住宅を明け渡さなければならないこと。ただし、当該有効期間が延長された場合には、住宅を明け渡す期限は、延長された有効期間の満了する日までとなること。

様式第2号の5（第4条の5関係）

子育てに適する県営住宅の有効期間満了通知書

年 月 日

様

長崎県知事

図

長崎県営住宅条例施行規則第4条の5の規定に基づき、次のとおり通知します。

次の子育てに適する県営住宅については、当該子育てに適する県営住宅に入居することができる期間（以下「有効期間」という。）の満了によって入居することができなくなりますので、当該有効期間が満了する日までに下記住宅を明け渡してください。ただし、当該有効期間が延長された場合には、住宅を明け渡す期限は、延長された有効期間の満了する日までとなります。

なお、明け渡さない場合は、長崎県営住宅条例第8条の2第5項の規定に基づき、有効期間の満了した日の翌日から明渡し日までの間、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額を徴収することになりますので、申し添えます。

記

1 住宅の名称 県営住宅 団地 棟第 号

2 有効期間 年 月 日から 年 月 日まで

様式第2号の6（第4条の6関係）

子育てに適する県営住宅の有効期間延長申請書

年 月 日

長崎県知事 様

氏名



年 月 日付けで入居決定通知を受けた子育てに適する県営住宅に係る入居の有効期間について、下記のとおりに延長の申請を行います。

記

- 1 入居決定年月日 年 月 日
- 2 住 宅 名 県営住宅 団地
- 3 住 宅 番 号 棟第 号
- 4 当初の有効期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 5 延長申請する期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 6 同居・扶養する者

（※現に同居し、扶養する者のうち、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する中学校、特別支援学校の中学部又は中等教育学校の前期課程に在学し、又はこれらの学校への就学が予定されている者の氏名を記載すること。）

7 知事が別に定める書類

（1）住民票の謄本

（2）出生証明書

（※上記6に係る者の出生届前で住民票への登載がまだなされていない場合）

様式第3号（第5条関係）

（表）
請 書

年 月 日

市町村	団地	管理	棟	号	整理番号

電話 ()

長崎県知事 様

裏面記載の住宅に入居するにあたり、長崎県営住宅条例及び同施行規則並びにこれに基づく指示及び入居条件を下記同居者とともに堅く守ります。

入居名義人及び下記同居者が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員であることが判明した場合には、当該住宅を明け渡します。

連帯保証人は、名義人と連帯して家賃、損害賠償金その他の債務について責任を負います。

名	フリガナ 氏 名・生年月日	⑩ 年 月 日生			
義	現住所	市	町	番地	
人	勤務先	名称 所在地	電話 平均月収	()	番 円
同 居 者	フリガナ 氏 名	続柄	生 年 月 日	勤務先又は職業 (電話)	平 均 月 収
			年 月 日	電話 ()	円
			年 月 日	電話 ()	円
			年 月 日	電話 ()	円
			年 月 日	電話 ()	円
			年 月 日	電話 ()	円
			年 月 日	電話 ()	円

注 入居者の遵守事項（次のことに特に注意してください。）

- (1) 毎月定められた期限内に必ず家賃を納入すること。
- (2) 住宅以外の用途に使用しないこと。
- (3) 名義人が退去又は死亡した場合、同居の親族が引続き入居するときは、30日以内に承継入居の承認を受けること。
- (4) 他の者に無断で貸さないこと。

(裏)

連 帯 保 証 人	フリガナ 氏 名・生年月日	実印	年 月 日生
	現 住 所 (電 話)	市 町 (村) 番地 郡 電話 () 番	
	勤 務 先・職 業 (電 話)	名称 所在地	電話 () 番
	本 人 と の 続 柄		
	民法第465条の2に規定する連帯保証債務の限度額(極度額)	下記当初決定家賃額の24月分とする。 (ただし連帯保証人変更時においては請書提出時家賃額の24月分とする。)	

連帯保証人の遵守事項(連帯保証人になるにあたり、次のことに特に注意してください。)

- 1 入居者が家賃を滞納した場合は、支払いの指導を行うとともに、県から請求があったときは、自ら支払うこと。
- 2 入居者が何ら手続をとることなく退去した場合、入居者に代わって自己の責任において、退去届の提出及び家財等の処分につき県に協力すること。

入 居 可 能 日		敷 金	当 初 決 定 家 賃 額 (請書提出時家賃額)
年 月 日		円	円 (円)
構 造 規 模	鉄筋コンクリート 造 木	陸屋根 階建 平屋	床面積1階 あたり ㎡
住 宅 情 報	県営住宅 団地	棟 第	号室 床面積 ㎡

- 注 1 本請書の記載事項は、必ず記入し、連帯保証人には特に説明をし、かつ、連絡を密にし内容をよく心得てもらうこと。
- 2 連帯保証人は、1人とし、原則として県内居住の親族とすること。
- 3 入居後、自宅の電話番号または名義人の携帯電話番号を報告すること。

様式第3号の2（第5条関係）

（表）

請 書
（子育てに適する県営住宅への入居者用）

年 月 日

市町村	団地	管理	棟	号	整理番号

長崎県知事 様

裏面記載の住宅に入居するにあたり、長崎県営住宅条例及び同施行規則並びにこれに基づく指示及び入居条件を下記同居者とともに堅く守ります。

また、裏面記載の住宅に入居できる有効期間については、延長、更新がないので、必ず期間が満了する日までに当該住宅を明け渡します。

入居名義人及び下記同居者が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員であることが判明した場合には、当該住宅を明け渡します。

連帯保証人は、名義人と連帯して家賃、損害賠償金その他の債務について責任を負います。

名 義 人	フリガナ 氏 名・生年月日	◎ 年 月 日生			
	現住所	市 郡	町 番地		
	勤務先	名称 所在地	電話 平均月収	()	番 円
同 居 者	フリガナ 氏 名	続柄	生 年 月 日	勤務先又は職業 (電話)	平 均 月 収
			年 月 日	電話 ()	円
			年 月 日	電話 ()	円
			年 月 日	電話 ()	円
			年 月 日	電話 ()	円
			年 月 日	電話 ()	円
			年 月 日	電話 ()	円

注 入居者の遵守事項（次のことに特に注意してください。）

- (1) 毎月定められた期限内に必ず家賃を納入すること。
- (2) 住宅以外の用途に使用しないこと。
- (3) 名義人が退去又は死亡した場合、同居の親族が引続き入居するときは、30日以内に承継入居の承認を受けること。
- (4) 他の者に無断で貸さないこと。

(裏)

連 帯 保 証 人	フリガナ 氏 名・生年月日	実印	年 月 日生
	現 住 所 (電 話)	市 町 (村) 番地 郡 電話 () 番	
	勤 務 先・職 業 (電 話)	名称 所在地	電話 () 番
	本 人 と の 続 柄		
	民法第465条の2に規定する連帯保証債務の限度額(極度額)	下記当初決定家賃額の24月分とする。 (ただし連帯保証人変更時においては請書提出時家賃額の24月分とする。)	

連帯保証人の遵守事項(連帯保証人になるにあたり、次のことに特に注意してください。)

- 1 入居者が家賃を滞納した場合は、支払いの指導を行うとともに、県から請求があったときは、自ら支払うこと。
- 2 入居者が何ら手続をとることなく退去した場合、入居者に代わって自己の責任において、退去届の提出及び家財等の処分につき県に協力すること。

入居できる有効期間		敷 金	当 初 決 定 家 賃 額 (請書提出時家賃額)
年 月 日から 年 月 日まで		円	円 (円)
構 造 規 模	鉄筋コンクリート 造 木	陸屋根 階建 平屋	床面積 1 階 あたり m ²
住 宅 情 報	県営住宅 団地	棟 第	号室 床面積 m ²

- 注 1 本請書の記載事項は、必ず記入し、連帯保証人には特に説明をし、かつ、連絡を密にし内容をよく心得てもらうこと。
- 2 連帯保証人は、1人とし、原則として県内居住の親族とすること。
- 3 入居後、自宅の電話番号または名義人の携帯電話番号を報告すること。

様式第3号の3（第5条関係）

連帯保証人連署免除申請書

年 月 日

長崎県知事 様

現住所 _____

氏名 _____ ㊟

県営住宅の入居手続（承継入居手続）にあたり、下記理由により連帯保証人を確保することができませんでしたので、長崎県営住宅条例第13条第3項に基づく請書への連帯保証人の連署の免除を申請します。

記

1. 60歳以上の単身者または入居者全員が60歳以上の世帯。
2. 身体障害者（保健福祉手帳1～2級）の方がいる世帯。
3. 精神障害者（保健福祉手帳1～2級）の方がいる世帯。
4. 知的障害者（療育手帳A1、A2）の方がいる世帯。
5. 寡婦または寡夫世帯。
6. 生活保護受給者世帯。
7. 配偶者暴力防止法第1条第2項に規定する被害者世帯で知事が認めた者。
8. その他特別な理由がある者。

（理 由）

--

（緊急連絡先）

氏 名		自宅電話番号		
		携帯電話番号		
住 所	〒			続柄

（記載上の注意）

- (1) 上記該当する番号を○で囲むこと。
- (2) 8により申請しようとする者は、理由欄に詳細な理由を記載すること。
- (3) 緊急連絡先欄には、確実に連絡が取れる者を記載すること。
- (4) 必要に応じ、戸籍謄本等の資料を求めることがある。

様式第4号（第6条関係）

連帯保証人変更（異動）申請書（届）

年 月 日

長崎県知事 様

県営住宅 団地 棟第 号
申請者（届出者） 印

下記のとおり連帯保証人を変更したいので（に異動があったので）、申請（お届け）します。

記

変 更 （ 異 動 ） 事 項	旧	新
氏 名		
現 住 所		
勤 務 先		
変 更 （ 異 動 ） 理 由		
管 理 人 氏 名 印	印	

- 注 1 勤務先の異動があった場合には、勤務先の給与証明書を添付すること。
 2 氏名に変更があった場合には、印鑑証明書を添付すること。
 3 連帯保証人を変更しようとする場合には、請書を添付すること。

様式第5号（第7条関係）

県営住宅入居者等異動届

年 月 日

長崎県知事 様

県営住宅 団地 棟第 号
届 出 者 印

下記のとおり入居者等に異動があったので、お届けします。

記

異 動 区 分	転出 出生 死亡 婚姻			
異 動 年 月 日	年 月 日			
氏 名	続 柄	年 齢	月 収	勤 務 先
事由				
管 理 人 氏 名 印	印			

注 異動事由を証するに足る証明書を添付すること。

県営住宅同居承認申請書

年 月 日

長崎県知事 様

県営住宅 団地 棟第 号
申 請 者 印

上記住宅に下記の者と同居したいので、承認くださるよう申請します。

下記の者が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第 2 条第 6 号に規定する暴力団員ではないことを確約し、関係部署に照会することについて同意します。

記

理 由					
同居を受けようとする者の現住所					
同居者	(フリガナ) 氏 名	続 柄	年 齢	月 収	勤務先又は学校名
					電話
					電話
					電話
					電話

様式第7号（第8条関係）

県 営 住 宅 同 居 承 認 書

年 月 日

県営住宅 団地 棟第 号
様

長崎県知事

印

年 月 日付けであなたから申請のあった同居については、下記の条件を
付して承認する。

記

長崎県営住宅条例及び同条例施行規則に基づく指示を堅く守ること。

県営住宅承継入居承認申請書

年 月 日

長崎県知事 様

県営住宅 団地 棟第 号
 被承継人 印
 申請者 印

下記の理由により、入居の承継をしたいので、承認くださるよう別添証明書を添えて申請します。

なお、申請者及び同居者が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員ではないことを確約し、関係部署に照会することについて同意します。

承認のうえは、長崎県営住宅条例及び同条例施行規則に基づく指示を堅く守ることを誓約します。

記

承継事由発生年月日				年 月 日			
承継を必要とする理由 ()				1 死亡 2 転出			
被承継人と申請人との続柄							
申請人が上記の住宅に入居した年月日				年 月 日			
同居世帯人員	氏 名	年 齢	続 柄	氏 名	年 齢	続 柄	
管 理 人 意 見							
管 理 人 氏 名 印				印			

- 注 1 被承継人と申請人との身分、続柄等を証する書類を添付すること。
 2 承継が承認された場合は、承継者の請書を提出すること。

様式第9号（第9条関係）

県 営 住 宅 承 継 入 居 承 認 書

年 月 日

県営住宅 団地 棟第 号
様

長崎県知事

印

年 月 日付けであなたから申請のあった入居の承継については、下記
条件を付して承認する。

記

長崎県営住宅条例及び同条例施行規則に基づく指示を堅く守ること。

様式第10号（第10条関係）

(表) 年度 収入申告書
長崎県知事 様

年 月 日

長崎県営住宅条例第17条第1項の規定により私（及び同居親族等）の前年（ 年1月1日から 年12月31日まで）の収入を証明書類添付のうえ下記のとおり申告します。

入居年月日	自宅電話番号	氏名
年 月 日		(フリガナ)
		印

〒	県営住宅	団地 棟第	号 様
---	------	----------	--------

C #	住宅コード	区分	収入調査年度	入居人員	収入人員	別居扶養人員	
12 D 1	3 21	22 23 25					
ID	フリガナ 氏名	生 年 月 日 (年齢)	続柄	勤務先	総収入	老人・障害者・ 寡婦(夫)の別	備考 (就職(退職)して1年未満等)
		年 月 日生 (歳)	本人		円		
		年 月 日生 (歳)			円		
		年 月 日生 (歳)			円		
		年 月 日生 (歳)			円		
		年 月 日生 (歳)			円		
		年 月 日生 (歳)			円		
		年 月 日生 (歳)			円		

別居の扶養親族・氏名	続柄	住所

注 1 入居者の方は「赤ワケ」の中を記入してください。
2 添付書類は表面「のりづけ」にはってください。
3 その他裏面の説明書をよく読んで記入してください。

(裏)

この収入申告書は知事の指定する期日までに必ず住宅管理人へ提出してください。

添付書類等は「のりづけ」してください。

- 記載上の注意
- 1 本人及び同居親族等全員の氏名、生年月日、年齢及び続柄を、所得のある方は勤務先あるいは事業所の名称、所在地等記入してください。
 - 2 総収入欄は、昨年の1月1日から12月31日までの総収入額を記入してください。
なお、自営等の方は税務官公署の所得確定額（確定がない場合は所得申告額）を、利子所得のある方はその総額を、事業専従者は専従者給与の総額を記入してください。
 - 3 老人・障害者・寡婦（夫）の別欄には、該当事項を記入してください。（例一障害1級）
 - 4 備考欄には、就職（退職）して1年未満等その他収入算定に関係ある事項を記入してください。
 - 5 この収入申告書を指定期日までに理由もなく提出せず、又は虚偽の申告をした場合は、一方的に近傍同種の住宅の家賃を徴収し、又は当該使用住宅の明渡しを請求されることがありますので、そのようなことのないよう申告してください。
 - 6 その他記入方法等について不明な点があれば、直接、長崎県住宅課、長崎県住宅供給公社（管理課、佐世保事務所、諫早事務所及び大村事務所）、県営住宅を管理している市町村の住宅担当の係又は住宅管理人にお尋ねください。

添付書類

- 1 就職（開業）して1年を経過していない方は、勤務した月（月の中途からのときは、その翌月）から現在までの収入証明書（事業主の証明のあるもの）
- 2 老人、障害者、寡婦（夫）等を証する書類

様式第11号（第10条関係）

収入額認定通知書

年 月 日

住 所
氏 名 様

長崎県知事 印

あなた（同居親族を含む。）の収入の金額は、下記のとおり認定しましたので、通知します。

認定年度	年度	適用開始年月日	年 月 日
------	----	---------	-------

続 柄	収 入 該 当 者	所 得 金 額
		円
		円
		円
		円
		円

所得金額合計	控除金額合計	認 定 月 額	家 賃 月 額
円	円	円	円

備 考

- 1 所得金額合計は、総所得金額から、所得税法上の控除額を差し引いた金額です。
- 2 なお、この認定についての疑問又は不服のあるときは通知を受けた日から1月以内に、扶養家族が増加したとき又は収入のある家族の異動若しくは失職、その職業若しくは勤務先の異動、景気の変動等によって収入が著しく減少したときはその原因となった日又はその原因となった事実を知った日から1月以内に、所定の用紙にその事実を証する書類を添え、意見の申出ができることになっています。

様式第12号（第10条関係）

意 見 申 出 書							
長崎県知事 様				年 月 日提出			
				建設年度	住 宅 名、	棟名、	住 宅 番 号
				年度	県営住宅	団地	棟第 号
				氏 名		入 居 年 月 日	
				印		年 月 日	
さきに収入額認定の通知を受けましたが、これについて私及び同居親族等の収入は、添付しました証明書の示すように次のとおりでありますので、再度収入の認定をお願いします。							
意 見 申 出 事 項							
同居親族等の続柄	氏 名	年 齢	職 業 及 び 勤 務 先	年 間 総 収 入 金 額			
				給与所得	給与所得以外の所得	備 考	
1（本人）							
2							
3							
4							
5							
意見申出理由							

※ 住 宅 課 記 載 欄		
受付 年 月 日		
収 入 月 額	認定通知記載金額	円
	意見申出記載金額	円
	更正認定金額	円
扶親 養族 数	認定通知記載数	名
	意見申出記載数	名
法収 で い う 入	認定通知記載金額	円
	意見申出記載金額	円
	更正認定記載金額	円
備 考		

収入区分更正認定請求書

扶養親族の増加、収入のある家族の異動、失職、職業、勤務先の変更又は景気の変動等によって収入が著しく減少した場合

長崎県知事

様

建設年度	住 宅 名、	棟名、	住 宅 番 号
年度	県営住宅	団地	棟第 号
氏	名	入 居	年 月 日
	印	年	月 日

さきに収入額認定の通知を受けましたが、私（及び同居親族）の収入基準対象額が下記①②により 年 月 日から添付しました証明書に示すように変動しましたので、変動後の認定を請求します。

記

① 収入の変動によるもの

続柄	収入のある者の氏名	職業、勤務先	収入額認定通知金額	収入額変動認定申請額
1			年間円	円
			月	
2			年間円	円
			月	
3			年間円	円
			月	
4			年間円	円
			月	
合 計			年間円	円
			月	

② 扶養親族の異動によるもの

異動のあった扶養親族の氏名					
同居している扶養親族			別居している扶養親族		
続 柄	氏 名	生年月日	続 柄	氏 名	生年月日
異動前の扶養親族 名			異動後の扶養親族 名		
(変動の理由)					

証 明 書 類 添 付 欄

記載上の注意

- 1 収入変動による証明書は、給与所得の場合は源泉徴収票を、給与所得以外の所得の場合は税務署の発行する所得確定証明書（所得税が無税の場合で税務署の証明が取れないときは、市町村税務担当課が発行する所得金額証明書等）をそれぞれ添付すること。
- 2 扶養親族の異動による証明書は、出生証明書、扶養事実証明書等その他扶養を証明するに足る書類を添付すること。
- 3 なお、記入に当たっては、さきに提出された収入申告書記載要領により記入してください。

様式第14号（第10条関係）

第	号		
収入区分更正認定通知書			
年 月 日			
住 宅 名、 棟名、 住 宅 番 号	氏 名		
県営住宅 団地 棟第 号	様		
長崎県知事 印			
さきに提出された収入区分認定に対する意見申出書 収入区分更正認定請求書 により審査した結果、収入の額の認定を更正しましたので通知します。			
収入のある者の氏名	所得税控除後の 年間総収入金額	左の収入月額	摘 要
	円	円	
扶 養 親 族 数	名	合計	円
更正認定事項			

却 下 通 知 書

年 月 日

県営住宅 団地 棟第 号
様

長崎県知事

印

年 月 日収入区分の収入の額の認定に対して、あなたから意見の申出（更正認定の請求）がありましたので審査しました結果、次の理由により、その意見を却下します。

記

理 由

様式第18号（第13条関係）

年 月 日

県営住宅
 申請者

下記の理由により、敷金の減免を申請します。

家數	賃金
割増	賃料
金	錢

三

申請理由								
減免希望額				減免を希望する期間	自至	年	月	日
同居親族の状況	氏名	続柄	年齢	月収	職業		摘要	
		本人						
生計の状況	収入の部			支出の部				
	項目		金額	項目		金額		
連帯保証人氏名印					印			
管理人意見 管理人氏名印								印
民生委員意見 民生委員氏名印								印

注 1 収入については、全て収入の部に記入し、収入証明書を添付すること。

2 支出については、全て支出の部に記入し、支出を証明する書類を添付すること。

様式第19号（第13条関係）

家賃等徴収猶予申請書

年 月 日

長崎県知事 様

県営住宅 団地 棟第 号
申請者 印

下記の理由により、家賃等を納期限までに納めることが困難なため、徴収の猶予を申請します。

記

家賃	月額 円		
徴収猶予を希望する金額	家賃 ヶ月分 円		
	敷金 円		
	割増賃料 ヶ月分 円		
	金 銭 ヶ月分 円	合 計	円
徴収猶予を希望する期間	年 月 日から 年 月 日まで		
完納方法	一括納付	分割納付	第1回納入 年 月 日
			第2回納入 年 月 日
			第3回納入 年 月 日
理 由			
連帯保証人氏名	印		印
管理人の意見			
	氏 名	印	

様式第20号（第13条関係）

家賃等減免決定通知書

年 月 日

県営住宅 団地 棟第 号
様

長崎県知事

印

さきに申請された家賃等の減額（免除）については、下記のとおり決定したので通知します。

記

家賃等の別	家賃	敷金	割増賃料	金 銭
家賃等を減免する額				
差引納付すべき金 額				
減 免 期 間	年 月 日から 年 月 日まで			
完 納 方 法				
算 出 の 根 拠				

様式第21号（第13条関係）

家賃等徴収猶予決定通知書

年 月 日

県営住宅 団地 棟第 号
様

長崎県知事

印

さきに申請された家賃等の徴収猶予については、下記のとおり決定したので通知します。

記

家賃等の別	家賃	敷金	割増賃料	金 銭
徴収猶予する金額				
徴収猶予の期間	年 月 日から 年 月 日まで			
猶予期間終了後の 納付の方法				

様式第22号（第15条関係）

敷 金 還 付 請 求 書

一金 _____ 円

ただし、住宅入居の際、納付した県営住宅入居敷金

（住 宅 名） _____ 県営住宅 _____ 団地 _____ 棟第 _____ 号

（明渡年月日） _____ 年 _____ 月 _____ 日

上記のとおり、住宅を明け渡したので、敷金の還付を請求します。

_____ 年 _____ 月 _____ 日

長崎県知事 _____ 様

住 所 _____

氏 名 _____ 印

口座振込先 _____ 銀行 _____ 支店 普・当 口座番号 _____

名 義 人 _____

敷金控除明細書

年 月 日

県営住宅 団地 棟第 号
様

長崎県知事 印

あなたが納付していた敷金から、下記内訳書のとおり控除しましたので通知します。

記

内 訳

事 項 名	金 額	備 考
敷 金 の 額	円	
家 賃 未納の 割増賃料	円	
損 害 賠 償 金	円	
控 除 額 計	円	

様式第24号（第16条関係）

県 営 住 宅 一 時 不 使 用 届

長崎県知事 様

年 月 日

県営住宅 団地 棟第 号

（フリガナ）

届 出 者

印

私は、下記の理由により県営住宅を一時使用いたしませんのでお届けします。
なお、使用しない期間の住宅の保管については、私が一切の責任を負います。

記

使用しない期間	年 月 日から 年 月 日まで（ 日間）
理 由	
入居者及び同居 親族の滞在場所	
使用しない期間中 の住宅管理方法	
管 理 人 の 意 見	
管 理 人 氏 名	印

注 使用しない理由の発生したことを証する書面（長期出張の場合には勤務先の証明）
を添付すること。

様式第25号（第17条関係）

県 営 住 宅 併 用 承 認 申 請 書

長崎県知事 様 年 月 日

県営住宅 団地 棟第 号
届 出 者 印

今般、下記のとおり住宅の一部を併用したいので、承認くださるよう申請します。

記

用 途	
現 使 用 住 宅	造、 建、 階、 間 (帖 帖 帖)
用途を変更する部分 (略図を添付すること。)	
用 途 変 更 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
用途変更の理由	
管 理 人 意 見	
管 理 人 氏 名	印

様式第26号（第17条関係）

県 営 住 宅 併 用 承 認 書

年 月 日

県営住宅 団地 棟第 号
様

長崎県知事

印

さきに申請のあった住宅一部併用については、承認する。

様式第27号（第18条関係）

県営住宅模様替え（増築）承認申請書

年 月 日

長崎県知事 様

県営住宅 団地 棟第 号
申 請 者 印

下記のとおり住宅の模様替え（増築）をしたいので、承認を受けたく別紙設計図及び仕様書を添えて申請します。なお、承認の上は、下記事項を堅く守り、後日異議の申立はいたしません。

記

模様替え（増築）については、明渡しの請求があった場合又は住宅を立ち退こうとする場合は、即時無条件で自費をもって撤去し、原状に復します。

模様替え 増 築		の理由及 び内容	
増 築 部 分 の 面 積			
使 用 開 始		年 月 日から	
着 工 年 月 日		年 月 日 工期 日間	
関 係 者 承 諾	第 号	印	第 号 印
	第 号	印	第 号 印
	第 号	印	第 号 印
管 理 人 意 見			
		管 理 人 氏 名	印

注 関係者の承諾欄には、増築等の結果、影響がある入居者の承諾が必要です。

様式第28号（第18条関係）

県営住宅模様替え（増築）承認書

年 月 日

県営住宅 団地 棟第 号
様

長崎県知事

印

さきに申請された県営住宅模様替え（増築）については、下記条件を付して承認する。

記

条 件

- 1 既設建物の給、排水施設に接触しての施工はしないこと。
- 2 建物（附属設備を含む。）、又は工作物等を破損した場合は、直ちに原因者の負担で原形に復旧すること。
- 3 既存建物の採光、換気に支障がないよう留意すること。
- 4 退去の際又は県が使用する必要が生じた場合は、申請者の費用負担で直ちに撤去し、原形に復旧すること。
- 5 火災予防には特に留意すること。
- 6 工事完了後は、直ちにしゅん工届を知事あて提出すること。

様式第29号（第18条関係）

模様替え（増築）しゅん工届

年 月 日

長崎県知事 様

県営住宅 団地 棟第 号
届 出 者 印

下記のとおり、しゅん工しましたのでお届けします。

記

承認年月日	年 月 日	
着工年月日	年 月 日	
しゅん工年月日	年 月 日	
模様替え 増 築 の用途及び面積		
管 理 人 意 見		
	管 理 人 氏 名	印

様式第30号（第19条関係）

収入超過者認定通知書

年 月 日

住 所
氏 名 様

長崎県知事 印

あなた（同居親族を含む。）は、県営住宅に入居している期間が引き続き3年以上であり、かつ、その収入が県営住宅の入居者資格の収入基準を超えておりますので、通知します。このため、公営住宅法及び長崎県営住宅条例の規定によって、あなたが入居している県営住宅を 年 月 日までに明け渡すよう努めなければなりません。

認定年度	年度	適用開始年月日	年 月 日

続 柄	収 入 該 当 者	所 得 金 額
		円
		円
		円
		円
		円

所得金額合計	控除金額合計	認 定 月 額	家 賃 月 額
円	円	円	円

備考

1 所得金額合計は、総所得金額から、所得税法上の控除額を差し引いた金額です。

2 なお、この認定についての疑問又は不服のあるときは通知を受けた日から1月以内に、扶養家族が増加したとき又は収入のある家族の異動若しくは失職、その職業若しくは勤務先の異動、景気の変動等によって収入が著しく減少したときはその原因となった日又はその原因となった事実を知った日から1月以内に、所定の用紙にその事実を証する書類を添え、意見の申出ができることになっています。

様式第31号（第19条関係）

高額所得者認定通知書

年 月 日

住 所
氏 名 様

長崎県知事 印

あなた（同居親族を含む。）は、県営住宅に入居している期間が引き続き5年以上であり、かつ、その収入が最近2年間引き続き公営住宅法施行令で定める基準を超える収入を超えておりますので、通知します。このため、公営住宅法及び長崎県営住宅条例の規定によって、あなたが入居している県営住宅を 年 月 日までに明け渡さなければなりません。

認定年度	年度	適用開始年月日	年 月 日
------	----	---------	-------

所得金額合計	控除金額合計	認 定 月 額	家 賃 月 額
円	円	円	円

続 柄	収 入 該 当 者	所 得 金 額
		円
		円
		円
		円
		円

備考

- 1 所得金額合計は、総所得金額から、所得税法上の控除額を差し引いた金額です。
- 2 なお、この認定についての疑問又は不服のあるときは通知を受けた日から1月以内に、扶養家族が増加したとき又は収入のある家族の異動若しくは失職、その職業若しくは勤務先の異動、景気の変動等によって収入が著しく減少したときはその原因となった日又はその原因となった事実を知った日から1月以内に、所定の用紙にその事実を証する書類を添え、意見の申出ができることになっています。

様式第32号（第19条関係）

収入超過者（高額所得者）意見申出書							
年 月 日提出 長崎県知事 様				建設年度	住 宅 名、	棟名、	住 宅 番 号
				年度	県営住宅	団地	棟第 号
				氏 名		入 居 年 月 日	
				印		年 月 日	
				さきに収入超過者（高額所得者）の認定の通知を受けましたが、これについて私及び同居親族等の収入は、添付しました証明書の示すように次のとおりでありますので、再度収入の認定をお願いします。			
意 見 申 出 事 項							
同居親族等の続柄	氏 名	年 齢	職 業 及 び 勤 務 先	年 間 総 収 入 金 額			
				給与所得	給与所得以外の所得	備 考	
1（本人）							
2							
3							
4							
5							
意見申出理由							

※ 住 宅 課 記 載 欄		
受付 年 月 日		
収入 月 額	認定通知記載金額	円
	意見申出記載金額	円
	更正認定金額	円
扶親 養族 数	認定通知記載数	名
	意見申出記載数	名
法収 で い う 入	認定通知記載金額	円
	意見申出記載金額	円
	更正認定記載金額	円
備 考		

様式第33号（第19条関係）

第	号		
収入超過者（高額所得者）更正認定通知書 年 月 日			
住 宅 名・棟 名・住 宅 番 号		氏 名	
県営住宅 団地 棟第 号		様	
長崎県知事			印
さきに提出された収入超過者（高額所得者）意見申出書により審査した結果、収入超過者（高額所得者）の認定を更正しましたので通知します。			
収入のある者の氏名	所得税控除後の 年間総収入金額	左の収入月額	摘 要
	円	円	
扶 養 親 族 数	名	合計 円	
更正認定事項			

様式第34号（第19条関係）

収入超過者（高額所得者）却下通知書

年 月 日

県営住宅 団地 棟第 号
様

長崎県知事

印

年 月 日収入超過者（高額所得者）の認定に対して、あなたから意見の申出がありましたので審査しました結果、次の理由によりその意見を却下します。

記

理 由

様式第35号（第20条関係）

県 営 住 宅 明 渡 請 求 書

年 月 日

県営住宅 団地 棟第 号
様

長崎県知事

印

公営住宅法及び長崎県営住宅条例の規定により、あなたが使用している県営住宅を
年 月 日までに明け渡すよう請求します。

記

理	由

様式第36号（第21条関係）

明 渡 期 限 延 長 申 出 書

長崎県知事 様

申出者 印

さきに高額所得者認定の通知を受け、現在入居している県営住宅を明け渡すように求められていますが、下記の理由により明渡期限の延長を申し出ます。

記

理 由

[illegible]

様式第37号（第22条関係）

住 宅 あ っ せ ん 申 出 書

年 月 日

長崎県知事 様

住 宅 番 号	
県 営 住 宅	団 地 棟 第 号
申 出 者	入 居 年 月 日
印	年 月 日

続 柄	氏 名	年 齢	職 業	勤 務 先	年 間 所 得 金 額	備 考
本 人						

合 計 名 円

年 月 日から上記のように収入超過したので、現住宅を明け渡すように努めていますが、適当な移転先がないので、世帯状況を考慮のうえ、下記により住宅のあっせんをお願いします。

希 望 事 項	あ っ せ ん 希 望 住 宅 の 種 別	希 望 家 賃	希 望 地 域
1	長崎県住宅供給公社住宅へ		
2	その他の住宅へ		
3			

注 あっせん希望住宅の種別欄は、第1希望は◎印、第2希望は○印をもって囲んでください。

管理人 記載欄	意見	受付	年 月 日
	印		

- 注 1 この届は、退去5日前までに管理人を通じて提出してください。
2 入居許可書又は入居決定通知書は、返納すること。

様式第38号（第23条関係）

県 営 住 宅 退 去 届

年 月 日

長崎県知事 様

県営住宅 団地 棟第 号
届 出 者 印

上記県営住宅を 年 月 日退去いたしますのでお届けします。

最終家賃納入年月日	月 別 未 納 額				左 の 処 置
年 月 日		月	月	月	
	家 賃				
	割増賃料				
電気、水道、ガス料金及び賠償金等の措置			模 様 替 え、増 築 物 の 処 置		
			種 別	面 積	処 置
転 居 先 (敷 金 送 付 先)	(電 話)				
(間) (畳 畳 畳)	管 理 人 意 見				
		氏 名	印	(電 話)	

- 注 1 この届は、退去5日前までに管理人を通じて提出してください。
 2 入居許可書又は入居決定通知書は、返納すること。
 3 口座振替による家賃納入者は、少なくとも退去予定日の1月前までにあらかじめ連絡してください。

様式第39号（第24条関係）

公 営 住 宅 使 用 許 可 申 請 書

年 月 日

長崎県知事 様

申 請 者 印

社会福祉事業等への活用のために公営住宅を使用したいので、下記のとおり申請します。

なお、申請書に虚偽の記載があるときは無効とされても異議を申しません。

記

- 1 使用目的
- 2 使用期間
- 3 使用希望団地及び戸数
- 4 その他参考事項

様式第40号（第24条関係）

公 営 住 宅 使 用 許 可 書

年 月 日

様

長崎県知事

印

年 月 日付けで申請のあった公営住宅の使用については、下記のとおり許可する。

記

- 1 使用団地及び戸数
- 2 使用開始可能日
- 3 使用期間
- 4 使用料
- 5 使用開始可能日までに公営住宅の使用を開始すること。

様式第41号（第24条関係）

公 営 住 宅 使 用 不 許 可 書

年 月 日

様

長崎県知事

印

年 月 日付けで申請のあった公営住宅の使用については、下記の理由により許可しないので通知する。

記

理 由

様式第42号（第24条関係）

公営住宅使用許可内容変更報告書

年 月 日

長崎県知事 様

県営住宅 団地 棟第 号
印

年 月 日付けで許可になった公営住宅使用許可申請書については、
下記の内容に変更が生じたので報告します。

記

様式第43号（第25条関係）

公 営 住 宅 使 用 許 可 取 消 通 知 書

年 月 日

県営住宅 団地 棟第 号
様

長崎県知事

印

年 月 日付けで許可した公営住宅使用については、下記の理由によりその許可を取り消すので通知する。

記

理 由

様式第43号（第25条関係）

公 営 住 宅 使 用 許 可 取 消 通 知 書

年 月 日

県営住宅 団地 棟第 号
様

長崎県知事

印

年 月 日付けで許可した公営住宅使用については、下記の理由によりその許可を取り消すので通知する。

記

理 由

様式第44号（第27条関係）

駐 車 場 使 用 申 込 書

年 月 日

長崎県知事 様

県営住宅 団地 棟第 号
印

自 宅 TEL

勤務先 TEL

下記自動車の保管場所として、県営住宅 団地駐車場の使用を承認くださるよう申し込みます。

なお、入居名義人及び同居者が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員であることが判明した場合には、当該駐車場を明け渡します。

承認のうえは、使用規則を守り、後日、異議の申立てはいたしません。

車 名		長 さ	cm
登 録 番 号 (ナンバー プレート)		幅	cm
所 有 者 名		総 排 気 量	cc

注 車検証を見て、太枠のなかに記入してください。

様式第45号（第27条関係）

駐 車 場 使 用 決 定 通 知 書

駐車場名 県営住宅 団地第 号

使 用 開 始 日	保 証 金	当 初 決 定 使 用 料
年 月 日	円	円

上記駐車場の使用を決定したので通知します。
については、長崎県営住宅条例及び同施行規則に基づく指示を堅く守ってください。

年 月 日

長崎県知事

印

県営住宅 団地 棟第 号
様

様式第46号（第28条関係）

請

書

年 月 日

長崎県知事

様

下記駐車場を使用するにあたり、長崎県営住宅条例及び同施行規則並びにこれに基づく指示等を堅く守ります。

なお、入居名義人及び同居者が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員であることが判明した場合には、当該駐車場を明け渡します。

連帯保証人は、名義人と連帯して使用料、損害賠償金その他の債務について責任を負います。

駐車場名 長崎県営住宅 団地 第 号

名 義 人	フリガナ 氏 名 ・ 生 年 月 日	印 年 月 日生
	現住所	電話
	勤務先	名称 所在地 電話 平均月収
連 帯 保 証 人	フリガナ 氏 名 ・ 生 年 月 日	印 年 月 日生
	現住所	電話
	勤務先	名称 所在地 電話 平均月収
	名義人との続柄	
	民法第465条の2に規定する連帯保証債務の限度額（極度額）	下記当初決定使用料の24月分とする。 （ただし連帯保証人変更時においては請書提出時使用料の24月分とする。）

使 用 可 能 日	保 証 金	当 初 決 定 使 用 料 （請書提出時使用料）
年 月 日	円	円 (円)

連帯保証人の遵守事項

名義人が使用料を滞納した場合は、支払いの指導を行うとともに、県から請求があったときは、自ら支払うこと。

注 駐車場決定使用料が1万円未満の場合は、収入印紙は不要

様式第47号（第29条関係）

駐 車 場 明 渡 請 求 書

年 月 日

県営住宅 団地 棟第 号
様

長崎県知事

印

長崎県営住宅条例の規定により、あなたが使用している駐車場について、明け渡すよう請求します。

記

1 理 由

2 明渡期限

様式第48号（第30条関係）

駐 車 場 返 還 届

年 月 日

長崎県知事 様

県営住宅 団地 棟第 号
届 出 者 印

上記駐車を 年 月 日返還いたしますのでお届けします。

最終駐車場使用料納入年月日		月 別 未 納 額			左の処置
年 月 日		月	月	月	
管理人意見					
	氏 名 印 （電話 ）				

- 注 1 この届は、返還5日前までに管理人を通じて提出すること。
 2 使用決定通知書は、返納すること。
 3 口座振替による駐車場納入者は、少なくとも返還予定日の1月前までにあらかじめ連絡すること。

様式第49号（第34条関係）

県 営 住 宅 管 理 人 誓 約 書

管 理 団 地
住宅種別構造
管 理 戸 数

上記県営住宅の管理人として、長崎県営住宅条例及び同施行規則の趣旨を了承し職務を執行いたします。

もし、義務違反により県に損害を与えたときは、連帯保証人と連帯してその責に任じます。

年 月 日

本 人 住 所
氏 名 印

連 帯
保証人

現住所
勤務先
氏 名 印

連 帯
保証人

現住所
勤務先
氏 名 印

長崎県知事 様

様式第50号（第40条関係）
（表）

← 8.5センチメートル →	
第 号	年 月 日交付 (使用期間一年) 県 営 住 宅 立 入 検 査 証 所 属 職 名 氏 名 年 月 日生 長崎県営住宅条例第75条の規定に基づき交付する。 年 月 日 長崎県知事 印

(裏)

長崎県営住宅条例

(抜すい)

第75条 知事は、県営住宅の管理上必要があると認めるときは、県営住宅監理員若しくは特に指定した者に県営住宅の検査をさせ、又は入居者に対し適当な指示をさせることができる。

2 前項の検査において、現に使用している県営住宅に立ち入るときは、あらかじめ、当該県営住宅の入居者の承諾を得なければならない。

3 第一項の規定により検査に当たる者は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。